

令和4年3月24日

幕別町議会議長 寺林 俊幸 様

民生常任委員会委員長 小田 新紀

民生常任委員会報告書

令和3年9月2日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

1 委員会開催日

令和3年9月2日、10日、11月16日、30日、12月16日、
令和4年3月10日、16日（7日間）

2 審査事件

令和3年陳情第4号 補聴器購入に対する公的補助制度を求める陳情

3 陳情の趣旨

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因になっている。コミュニケーションが減り、その結果会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが、認知症やうつ病につながるとも言われている。

日本は欧米諸国に比べ補聴器の使用率（普及率）が極めて低いと言われている。その原因の一つに補聴器が極めて高額であることが挙げられる。おおむね片耳3万円から50万円もするものもあり、多くは15万円前後のものを利用することが多いと聞く。欧米では補聴器に対する公的補助がなされているが、日本では補聴器使用者のごく一部、身体障害者と認定される高度・重度難聴者しか補助制度の対象とならず、健康保険も適用されない。多くの難聴者は全額自己負担で購入することとなり、年金生活者や低所得者にとっては簡単に購入できない現状にある。

補聴器を早期に利用することは、高齢になっても生活の質を落とさず、心

身共に健やかに過ごすことができるとともに、認知症予防、しいては健康寿命の延伸、医療費の抑制につながるものとする。

難聴者の生活向上と社会参加の減少による社会的損出を防止することを求め、国の制度を待たず、補聴器購入に対する町独自の公的補助制度の創設を求めるもの。

4 審査の経過

審査にあたっては、陳情の趣旨等について論議がなされたほか、十勝管内及び道内道外の幕別町と同規模自治体における補聴器購入助成事業の状況、聴覚障害者手帳所持者の補聴器使用状況、町内難聴者の補聴器利用状況及び、補聴器に関する相談状況等について行政資料の提出を求め、その内容について説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で結論をみた。

5 審査の結果

「趣旨採択」すべきものと決した。